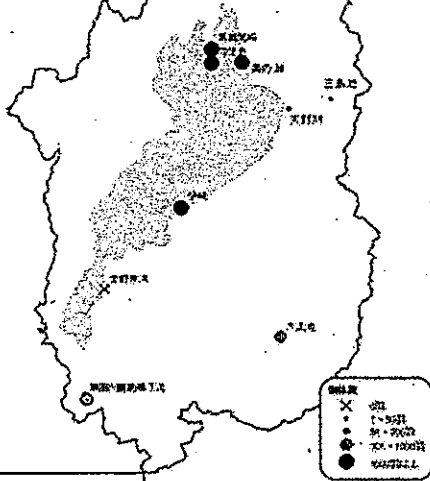


滋賀県カワウ特定鳥獣保護管理計画（第2次）の概要

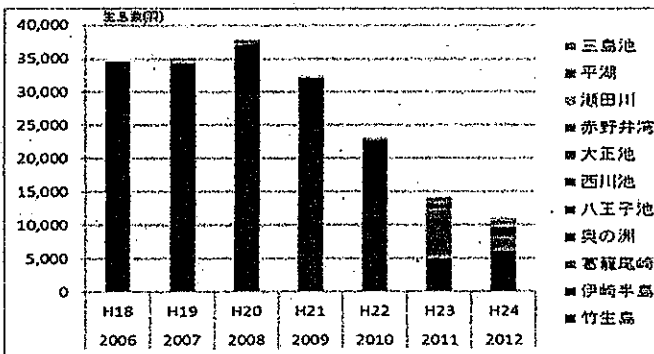
現 状

ねぐら・コロニー分布状況

平成24年（2012年）5月



カワウ春期生息数の推移



○分布状況

平成24年度春期調査では、竹生島、伊崎半島、葛籠尾崎、奥の洲、大正池、瀬田川鹿跳橋下流、三島池、天野川の8つのねぐら・コロニーを確認。

○生息状況

竹生島、伊崎半島の大コロニーでの春期生息数は、平成21年度までは3~4万羽程度で推移していたが、平成22年度から急激に減少し、平成24年度には1万羽を下回っている。この間に、葛籠尾崎、奥の洲で新たなコロニーが形成され、一部で生息数が増加している既存コロニーも見られるが、滋賀県全体では生息数は減少している。

滋賀県の大コロニーでは、4月から9月にかけて1万羽近いカワウがいるが、越冬期にはほとんどいなくなる。関西広域連合区域全体では、夏期に確認された23千羽の生息数が、冬期は40%も減少している。これは滋賀県の季節変動が全体に影響しているだけでなく、区域外へ移出していると推測されている。

○被害状況

生息数の減少に伴い、水産資源の食害も減少傾向にあるが、依然として琵琶湖および河川ではアユを中心に被害が発生。

コロニーでは、枝折りおよび糞などによる土壌悪化等の影響により植生被害が発生していたが、生息数の減少に伴い植生回復の兆しが見られる。

計画期間

平成25年4月1日～平成30年3月31日

計画の実施区域

県全域

保護管理の目標

- ◆ 漁業被害および植生被害の軽減
- ◆ 地域個体群の安定的維持

被害防除の推進と併せて、生息数を管理しやすい程度に抑える「個体数調整」を実施

◇長期目標（平成30年～）

個体数目標は、被害が表面化しておらず、またカワウの顕著な減少が生じていなかった4000羽に設定。

（4000羽は指標であり、生息数や被害状況などにより増減する場合がある。）

◇短期目標（平成25年度～平成29年度）

カワウの利用期間、地形、対応のしやすさなどのコロニー毎の特徴を考慮しながら、管理しやすい程度まで生息数の速やかな削減

個体数管理

第2次計画のポイント

1. 個体数管理

2大コロニーでの生息数は急激に減少し、第1次特定計画による対策の効果が認められることから、継続して実施することとする。ただし、カワウの分散化や銃器捕獲に対する学習等から今後の捕獲はこれまで以上に困難になることが想定される。

新たに形成されたコロニーでは、早期対策の効果が高いことから、早期発見・早期対応に努める。

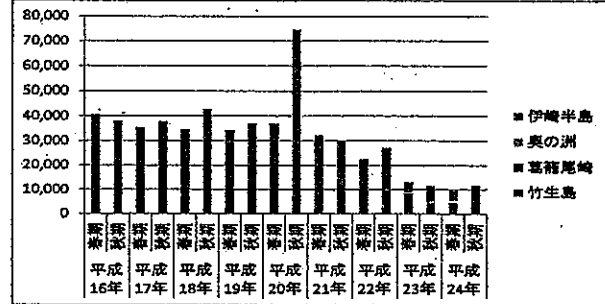
既存コロニー・ねぐらでは、随時監視し、生息数の増加を抑制する。

近隣府県と情報共有を密にし、連携した取り組みを実施する。

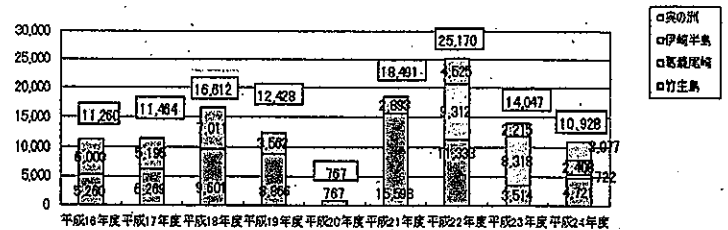
2. その他必要な事項

個体数調整を推進するため、捕獲個体や生態データ等の情報収集に努める。

竹生島エリア・伊崎半島での生息数の推移



竹生島エリア・伊崎半島での捕獲数の推移



被害防除

1. 漁業被害

生息数の減少に伴い、漁場への飛来数も減少しているが、依然としてアユを中心に大きな被害が発生していることから防鳥糸や防鳥ネットの設置、定期的な巡回や花火等による追い払いおよび銃器による捕獲などを、これまでの経験を生かし、情報を共有化しながら地域の実情にあった対策を総合的に実施。

2. 植生被害

管理歩道を整備し、定期的な巡回による追い払い、巢落とし、立木の伐採など実情にあった対策を総合的に実施。

生息環境管理

1. 琵琶湖および河川環境の保全・整備

水産資源保全対策等の推進により、多様で豊富な魚類相を回復させ、漁業への影響を軽減。河川等においては、多様な河川環境の創出に配慮するように河川管理者や関係者と連携を図る。

2. 植生復元

生息数の減少により、ある程度枯損が進行した樹木でも回復する場合があることが確認され、裸地化していた箇所の下層植生の回復が見られる。竹生島では短期的には自然遷移に任せ、長期的には照葉樹林(タブノキ・シイ林)への移行を目指す。伊崎半島では、樹木枯死区域では郷土樹種等の植栽等により積極的な森林植生の回復を図り、その他の区域では郷土樹種等の植栽や天然林更新による針広混交林への誘導を図る。

広域対策・その他必要な事項

1. 広域連携

- ①中部近畿カワウ広域協議会：広域保護管理指針に基づき、調査結果の共有等広域での保護管理に取り組む。
- ②関西広域連合：「(仮称)関西地域カワウ広域保護管理計画」の策定に取り組んでいる。

2. 地域実施計画

ねぐら・コロニーおよび採食地ごとに地域実施計画を策定。

3. モニタリングの実施

ねぐら・コロニーおよび採食地ごとに情報シートを作成し、地域実施計画および特定鳥獣保護管理計画にフィードバックさせ、必要に応じ修正を図る「順応的管理」により保護管理を推進。